

茨城県統計調査条例の全部改正の概要について

1 条例改正の背景

昭和22年に制定された統計法が、近年における第三次産業の拡大等による産業構造の変化や、プライバシー意識の高まりによる調査環境の変化等に対応するため、平成19年5月に60年ぶりに全部改正されました（平成21年4月1日全面施行）。

これを契機として、現行の「茨城県統計調査条例」について、新統計法の理念を踏まえ、全面的な見直しを行いました。

2 条例改正の主な内容

(1) 県基幹統計制度の新設及び条例の名称変更

現行条例の対象である調査統計（統計調査によって作成される統計）のみならず、県が作成する統計全般を対象とし、そのうち重要な統計を「県基幹統計」として知事が指定します。また、県の統計全般を対象とすることから、「茨城県統計調査条例」から「茨城県統計条例」へと名称を変更します。

(2) 調査票情報の二次利用及び外部提供に関する規定の整備

統計データの有効活用を図るため、調査票情報の二次利用（庁内における調査票情報の利用）及び外部提供（公的機関に限る）についての規定を整備します。また、これらの規定により調査票情報の提供を受けた者に対する適正管理義務、守秘義務及び利用制限について規定します。

(3) 統計調査の対象者の秘密保護の強化

・統計法において基幹統計調査と誤認させる調査（かたり調査）の禁止の規定が新設されたことから、県条例においても県基幹統計調査と誤認させる調査（かたり調査）の禁止及び罰則を規定します。

（※かたり調査の例：県基幹統計調査の統計調査員を装って、調査対象者に接触し、記入済みの調査票をだまし取ること）

・統計法の罰則強化に伴い、条例における罰則の新設及び量刑を引き上げます。

3 施行日：平成21年4月1日

(参考) 罰則の量刑について

(年月：懲役, 金額：罰金)

項目	新条例	現行条例
1. 県基幹統計調査と誤認させる調査 (かたり調査)の禁止違反	2年以下又は 100万円以下	
2. 調査票情報の提供を受けた者による 秘密漏洩	2年以下又は 100万円以下	6月以下又は 10万円以下
3. 調査票情報の提供を受けた者による 調査票情報の不正提供・盗用	1年以下又は 50万円以下	
4. 県基幹統計の結果の改ざん	6月以下又は 50万円以下	
5. 報告義務者による報告拒否・虚偽 報告	30万円以下	10万円以下 又は科料
6. 報告義務者に対する報告妨害	30万円以下	10万円以下 又は科料
7. 資料未提出・立入検査拒否等	30万円以下	10万円以下 又は科料

(参考) 統計法の改正(昭和22年施行以来60年ぶりの全部改正)について

- 1 改正の趣旨 ○改正の基本理念 「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ
産業構造の変化や、プライバシー意識の向上による調査環境の変化、情報処理技術の発達による新たなニーズ等に対応するため、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図ることを目的として改正が行なわれました。
- 2 改正の概要
 - (1)公的統計(国が作成する統計全般)の体系的整備の推進
 - ・重要な統計を「基幹統計」(国勢統計, 国民経済計算及び総務大臣が指定した統計)と位置付け, それ以外の統計である「一般統計」と分けて規律を整備
 - ・施策の総合的かつ計画的な推進を図るため, 「基本計画」を閣議決定(5年毎に変更)
 - (2)統計データの利用促進と秘密の保護
 - ・調査票情報の二次利用及び統計データの利用に関する規定を整備
 - ・かたり調査(基幹統計と誤認させる調査)の禁止に関する規定の新設や, 罰則の新設及び量刑の引き上げ
 - (3)統計委員会の設置
 - ・基本計画案など統計法の定める事項について調査・審議する機関として, 内閣府に設置
- 3 施行:平成21年4月1日